

「横浜市」と「株式会社ネクストビート」が 保育人材確保における連携・協働の取組に関する協定を締結!!

横浜市では、待機児童の解消に向けて保育施設の整備を行うとともに、保育士の確保に力を入れています。

このたび、本市の保育人材確保の取組をより一層推進するため、保育士専門の就職・転職支援サービスを運営する株式会社ネクストビート（以下、ネクストビート）と協定を締結しました。

1 経緯

昨年、ネクストビートより、横浜市の「共創フロント(※)」に対して、市内の保育人材確保における連携についてのご提案をいただきました。

その後、横浜市とネクストビートで協議を重ね、「横浜市と株式会社ネクストビートの事業協力に関する連携協定」を締結することとなりました。

※「共創フロント」

行政と民間が連携し、新たな事業機会の創出と社会的課題の解決に取り組むために民間企業・団体からのご相談・ご提案を受け付ける横浜市の窓口です。

(URL : <http://www.city.yokohama.lg.jp/seisaku/kyoso/front.html>)

2 協定の内容

- (1) 保育人材確保における連携・協働の取組
- (2) 将来の保育人材確保、育成の取組
- (3) 保育分野に係る情報の共有に関する事項
- (4) その他相互に連携することが必要と認める事項

3 具体的な取組

- (1) 保育士バンク！ホームページ内に、横浜市の特集ページ作成
- (2) 会員向けメール配信により、横浜市の施策をPR
- (3) 保育士バンク！の就職フェアにおけるブース出展（市の取組のPR）
- (4) 保育士バンク！公式 Facebook との連携
- (5) 施設長向けセミナーの実施

保育士バンク!®



(株式会社ネクストビート ホームページより)

裏面あり

4 協定締結式の様子

令和2年10月19日（月）に、横浜市こども青少年局長 齋藤 聖、株式会社ネクストビート執行役員 COO 里吉 孝太 様参加のもと、協定締結式を行いました。



【参考1】株式会社ネクストビートについて

「人口減少社会において必要とされるインターネット事業を創造し、ニッポンを元気にする」という理念を掲げ、2013年に創業しました。人口減少に伴い多方面に広がる社会課題に対し、「ITの力」を駆使し、子育て支援分野を中心としたライフイベント領域・グローバル領域・地方創生領域という3本柱を軸に、専門職向けの人材紹介サービスや業務支援システム、メディア事業などを展開・拡張しています。



- ・名称 : 株式会社ネクストビート
- ・本店所在地 : 東京都渋谷区恵比寿4丁目9番10号
- ・代表者 : 代表取締役 三原 誠司
- ・設立日 : 平成25年10月1日

【参考2】「保育士バンク！」について

累計24万人（有資格者19万人）以上が登録している日本最大級の保育士専門の就職転職支援サービスです。北海道から沖縄まで47都道府県の求人を扱い、キャリアアドバイザーによる個別相談の他、全国で就職・転職フェアを定期開催しています。株式会社日本マーケティングリサーチ機構が実施したブランドイメージに関する調査の結果、お客様満足度/認知度/好感度の部門で1位を獲得するなど、高い支持を得ています。

お問い合わせ先

こども青少年局保育対策課担当課長 佐藤 やよい Tel 045-671-4468
＜「保育士バンク！」等、ネクストビートの事業に関するお問い合わせ先＞
株式会社ネクストビート 広報担当 Tel 03-5423-6140

横浜市と株式会社ネクストビートの事業協力に関する連携協定書

横浜市（以下「甲」という。）と株式会社ネクストビート（以下「乙」という。）は、相互の発展に資するため、以下の項目について互いに連携・協力していくことを合意したので、この協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙との連携のもと、相互に協力し、保育人材の確保と定着化及び保育の質の向上に寄与することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について相互に連携し取り組む。

- （1）保育人材確保における連携・協働の取組
- （2）将来の保育人材確保、育成の取組
- （3）保育分野に係る情報の共有に関する事項
- （4）その他、相互に連携協力することが必要と認める事項

（役割及び負担）

第3条 本連携における甲及び乙の役割は、以下のとおりとする。

（1）甲の役割

- ア 本連携の取組に関する、乙への横浜市の情報提供
- イ 本連携の取組に関する、市内事業者への周知、活用促進及び必要な調整
- ウ その他、甲の役割として実施すべきこと

（2）乙の役割

- ア 乙のwebサイトにおける横浜市特集ページの開設及び運営
- イ 甲及び市内事業者より提供された情報の掲載、配信及び必要な調整
- ウ 甲の保育施策又は市内事業者の保育士確保に資する情報の提供
- エ その他、乙の役割として実施すべきこと

2 前項の役割を実施するための負担は甲乙それぞれが負うものとする。但し、両者の役割として掲げられている事項に関する負担割合については、甲乙が別途協議して決定するものとする。

（事業の推進）

第4条 前条各項に定める連携・協力事項の具体的な内容については、甲乙協議し合意のもと決定し、実施するものとする。

（成果の利用等）

第5条 事業協力による成果の利用などについては、甲及び乙がその都度協議し、決定するものとする。

(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の3か月前までに、甲及び乙のいずれから別段の意思表示がない限り、更に1年間本協定を更新するものとし、その後も同様とする。

(守秘義務)

第7条 甲及び乙は、本協定に基づく活動において、相手方から知り得た秘密情報について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示・漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

(その他)

第8条 本協定に関して疑義あるいは課題が生じた場合は、甲乙協議の上、対応するものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年10月19日

甲 横浜市中区本町6丁目50番地の10
横浜市
横浜市長 林 文子

乙 東京都渋谷区恵比寿4丁目9番10号
株式会社ネクストビート
代表取締役 三原 誠司